

コンビニ交付システム共同化事業委託業務契約の相手方の決定について

次のとおり、コンビニ交付システム共同化事業委託業務にかかる随意契約の相手方を決定しましたのでお知らせいたします。

1	随意契約に係る業務等の名称及び数量	コンビニ交付システム共同化事業委託業務一式
2	随意契約の相手方を決定した日	令和2年2月25日(火)
3	随意契約の相手方の氏名及び住所	山梨県中央市流通団地 2-5-1 株式会社 甲府情報システム 代表取締役社長 宮川 淳也
4	随意契約に係る契約期間	令和2年2月25日から令和12年9月30日まで
5	随意契約に係る契約金額(税込)	金 221,045,000円
6	随意契約とした理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。

令和2年2月25日

山梨県市町村総合事務組合
組合長 佐野 和広

